

機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

○介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

○夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

○患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っています。

日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修を終了しています。

医療機関名 なすのクリニック

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。